

災害時対応 高潮編

災害時対応 高潮編 目次

1. 高潮発生時の対応（行動）	1
(1) 高潮発生時の対応計画	1
(2) 高潮発生時の対応（行動）のタイムライン【高潮】	3
(3) 直前予防措置の役割分担【高潮】	4
(4) 発災後の対応（行動）の役割分担【高潮】	5
2. 高潮発生時の時間別行動	7
(1) 直前予防措置	7
(2) 3時間以内の行動	10
(3) 1日以内の行動	10
(4) 3日以内の行動（方針決定）	11
(5) 1週間以内の行動（応急措置）	15
(6) 2週間以内の行動（応急復旧着手）	18
(7) 暫定物流の再開まで順次	21
(8) 三河港フェーズ別高潮・暴風対応計画	23

1. 高潮発生時の対応(行動)

(1) 高潮発生時の対応計画

現況体制におけるボトルネック解決策を、発災後の時系列で整理する。

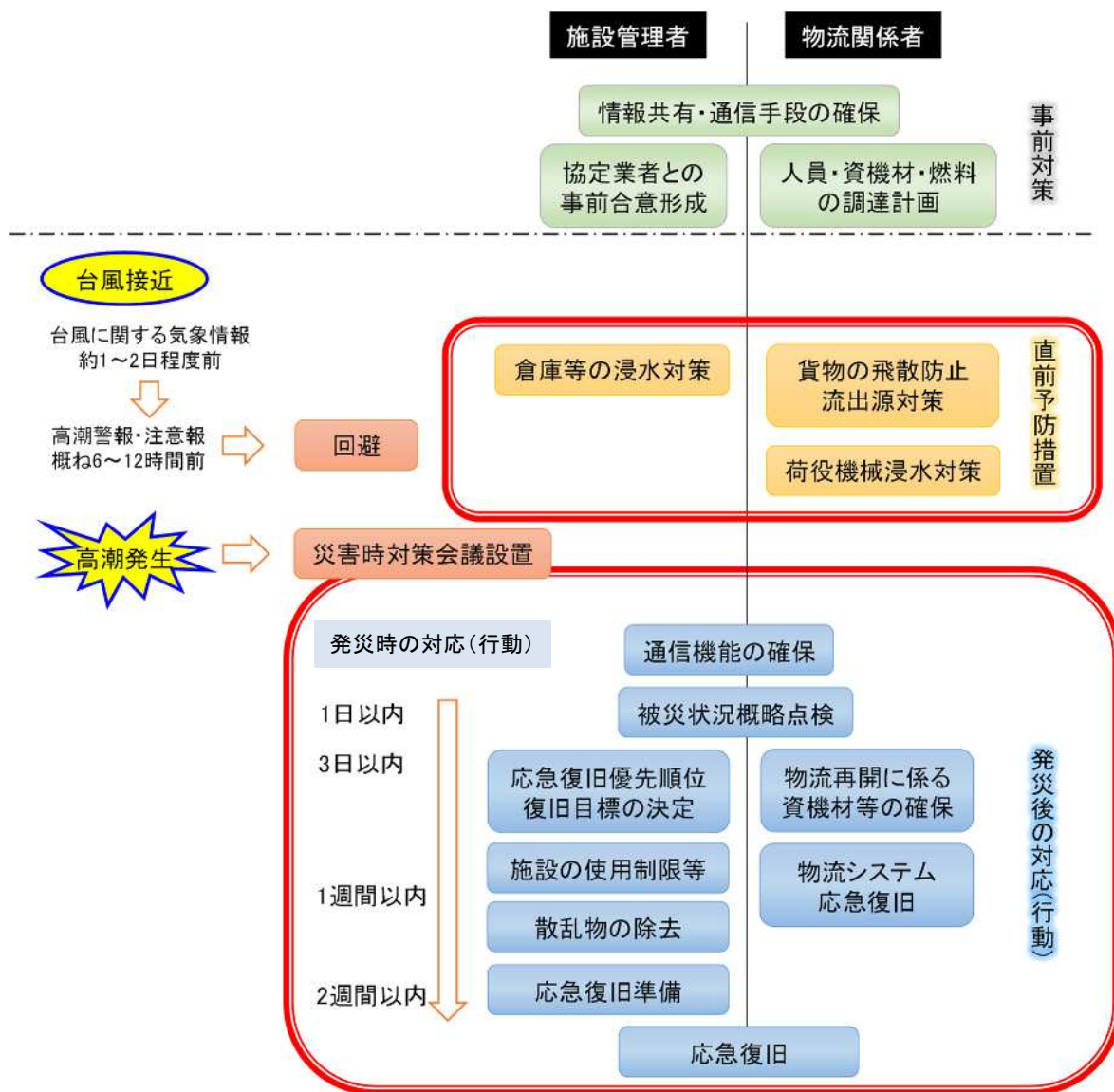
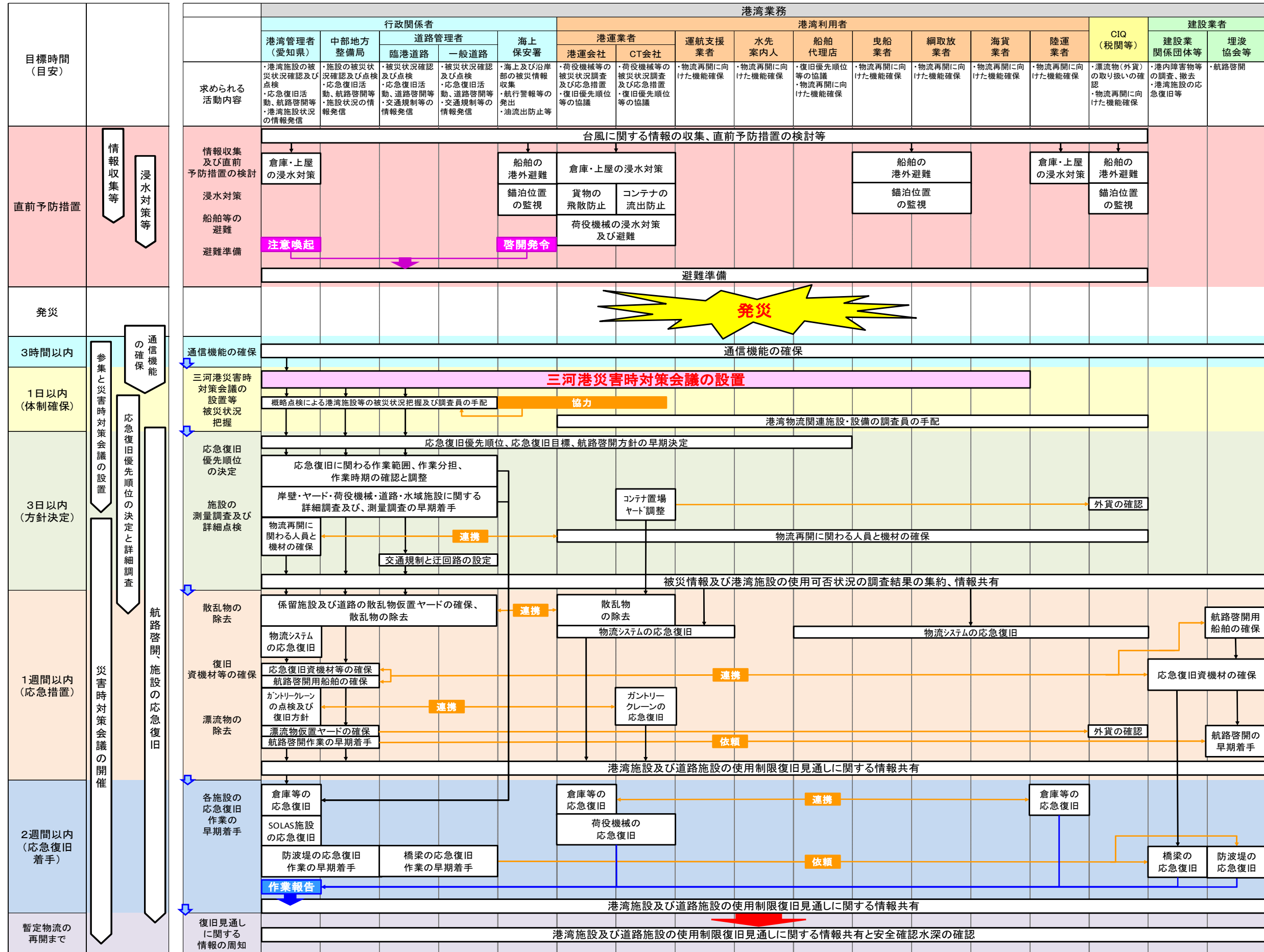


図-1 直前予防措置および発災後の対応(行動)の位置付け【高潮】

(2) 高潮発生時の対応（行動）のタイムライン【高潮】



(3) 直前予防措置の役割分担【高潮】

施設	項目	項目 番号	行動	行政関係者				港湾利用者							CIQ (税関等)	建設業者		項目 番号		
				港湾 管理者 (愛知県)	中部地方 整備局	道路管理者		海上 保安部	港運業者 CT業者	運航支援 業者	水先 案内人	船舶 代理店	曳船業者	網取放 業者		海貨業者	陸運業者		建設業 関係団体等	埋没 協会等
						臨港道路	一般道路													
係留施設、 荷捌き施設 及び保管施設等	貨物の飛散防止、流出源対策	1	・貨物の固縛(ラッシング)																1	
		2	・港湾貨物の避難																	2
	倉庫・上屋の浸水対策	3	・閉鎖または施錠状況の確認及び土嚢等による浸水防止	◎						◎(港、C)							◎			3
	荷役機械の浸水・転倒対策	4	・ガントリークレーンの固定							◎(C)										4
		5	・ストラドルキャリアの固定							◎(C)										5
	コンテナ貨物の流出源対策	6	・コンテナの積み直し							◎(C)										6
	荷役機械の浸水対策	7	・荷役機械の避難							◎(港、C)										7
船舶	船舶の避難	8	・港外避難						◎		◎			◎	◎			◎		8
		9	・錨泊位置の監視						◎		◎			◎	◎			◎		9

※ ◎:主体応、○:協力

(4) 発災後の対応(行動)の役割分担【高潮】

目標時間 (目安)	施設	項目	項目 番号	対応計画	行政関係者				港湾利用者							CIQ (税関等)	建設業者		項目 番号										
					港湾 管理者 (愛知県)	中部地方 整備局	道路管理者		海上 保安署	港湾業社 CT会社	運航支 援業者	水先 案内人	船舶 代理店	曳船 業者	網取放 業者		海貨 業者	陸運 業者		建設業 関係団体等	埋没 協会等								
							臨港 道路	一般 道路																					
3時間以内	共通	通信機能の確保	1	・通信機能の確認	◎	◎	◎	◎	◎	◎(港、C)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1					
1日以内	共通	三河港災害時対策会議	2	・三河港災害時対策会議の設置	◎	○	○	○	○	○(港、C)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2					
		被災状況概略点検による被災状況の把握	3	・港湾施設及び道路施設の被災状況概略点検	◎	◎	◎	○	◎																3				
			4	・港湾物流関連施設・設備(橋梁、荷役機械、物流システム等)の点検調査員の手配	◎	◎	◎	○	◎	◎(港、C)			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						4			
		3日以内 (方針決定)	共通	施設の応急復旧優先順位及び 応急復旧目標の設定	5	・応急復旧優先順位、応急復旧目標の早期決定	◎	◎	◎	○	○	○(港、C)			○												5		
6	・発災時航路啓開方針の早期決定				◎	◎	◎	◎	◎																		6		
作業範囲、作業分担の調整	7			・施設の応急復旧に関わる作業範囲、作業分担及び作業時期の確認と調整	◎	◎	◎	◎	◎																		7		
	8			・岸壁、ヤード、道路等に関する被災状況詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知	◎	◎	◎	○																				8	
被災状況詳細調査の早期着手	9			・水域施設に関する被災詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知	◎	◎		○																				9	
	10			・発災時の応急復旧用作業船係留場所の早期確認	◎	○																						10	
応急復旧用作業船及び係留場所の不足対応	11			・応急復旧用作業船の手配(広域連携含む)	◎	◎																						11	
	12			・応急復旧作業用重機、応急復旧作業船燃料の確保	○	○	○	○																				12	
物流の再開に関わる人員及び機材の確保	13			・物流の再開に関わる関係者の参集	◎	○	○			◎(港、C)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	13		
	14			・物流の再開に関わる船舶・機材の確保	◎	○	○			◎(港、C)		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	14		
	15			・業務再開に向けた応急措置	◎	◎	◎	◎	◎	◎(港、C)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	15		
係留施設等 (コンテナ貨物)	岸壁の応急措置			16	・使用制限に関する情報の周知	◎	◎			○																		16	
				17	・発災時の空間利用計画の設定	◎					◎(C)																		17
	18			・ターミナル外のコンテナ置き場の確保(財務省との調整)	◎	○				◎(C)																		18	
係留施設等 (RORO貨物) (バルク貨物)	岸壁の応急措置			19	・使用制限に関する情報の周知	◎	◎			○																		19	
				20	・交通規制等と耐震強化岸壁に通ずる道路の啓開及びその情報の周知	○		◎	○																				20
道路	道路の応急措置	21	・長期浸水対策用排水ポンプの調達	○	○	◎	○																			21			
		22	・交通規制と迂回路の設定及び、その情報の周知	○		◎	○																				22		
1週間 以内 (応急措置)	共通	散乱物の除去 (コンテナターミナル、RORO岸壁、バルク岸壁)	23	・散乱物(貨物、瓦礫)置き場の確保	◎					◎(港、C)																	23		
			24	・散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等)	○					◎(港、C)																		24	
			25	・散乱物の除去	◎					◎(港、C)																		25	
		散乱物の除去(道路)	26	・散乱物(貨物、瓦礫)置き場の確保	◎		◎			○																		26	
			27	・散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等)	○		◎	○		○																		27	
			28	・散乱物の除去	○		◎	○		○																		28	
		物流システムの応急復旧(データ損失等を含む)	29	・システム復旧作業の早期着手	◎					◎(港、C)	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	29		
			30	・港湾施設及び道路施設の使用制限に関する情報の周知	◎	◎	◎	○	○																			30	
		係留施設等 (コンテナ貨物)	ガントリークレーンの脱輪、漂流物衝突による 本体損傷、浸水による電気系統損傷対応	31	・メーカーへの点検・応急復旧要請	◎					◎(C)																	31	
				32	・代替クレーンの早期確保、操作要員の早期確保	◎					◎(C)																		32
		水域施設 (航路、泊地)	航路啓開	33	・漂流物(貨物、瓦礫)置き場の確保	◎	○			○																		33	
				34	・航路啓開用船舶、機材の確保(埋没協会等)	○	○			○																			34
35	・啓開作業の早期着手			◎	○			○																			35		
36	・潜水士の確保、他県への要請																										36		
2週間 以内 (応急復旧 着手)	共通	応急復旧状況に関する情報提供	37	・港湾施設及び道路施設の使用制限及び、復旧見直しに関する情報の周知	◎	◎	◎	○	○																		37		
			38	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					○(C)																		38	
			39	・代替輸送(内航フィーダー)による接続配船	◎					◎(C)			◎															39	
		係留施設、 荷捌き施設 及び 保管施設等 (コンテナ貨物)	荷役機械の応急復旧(ストラドルキャリア、フォークリフト等)	40	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					◎(C)																	40	
				41	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					◎(C)																		41
				42	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					◎(C)																		42
		係留施設等 (RORO貨物) (バルク貨物)	倉庫・上屋の応急復旧	43	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					◎																		43
				44	・被災コンテナ処理手続の確認及び回収、処分作業の早期着手	◎					◎(C) ○(港)																		44
				45	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎					◎(港)																		45
		外郭施設(防波堤)	防波堤の応急復旧	46	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎																							46
				47	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎																							47
				48	・発災時応急復旧作業の早期着手	◎	◎																						48
対象道路上の橋梁	橋梁の応急復旧	49	・発災時応急復旧作業の早期着手	○		◎	○																			49			
		50	・SOLAS要員の確保	◎																							50		
暫定物流の 再開まで順次	係留施設等 (コンテナ貨物)	応急復旧状況に関する情報提供	51	・使用制限及び、復旧見直しに関する情報の周知	◎	◎																					51		
			52	・係留を補助するタグボートの手配	○								◎	◎														52	
	係留施設等 (RORO貨物) (バルク貨物)	SOLAS施設の応急復旧	53	・SOLAS要員の確保	◎																						53		
			54	・使用制限及び、復旧見直しに関する情報の周知	◎	◎																						54	
	水域施設 (航路、泊地)	航路啓開後の水深の確認	55	・安全確認水深の確認と情報の周知	◎	◎			◎																		55		
			56	・通行可能ルート情報の周知	○		◎	○		○(港、C)																		56	
	対象道路上の橋梁	貨物輸送ルートの確認	57	・通行可能ルート情報の周知	○		◎	○		○(港、C)																	57		

※ ◎:主体応、○:協力 係留施設等:係留施設、荷捌き施設及び保管施設等 一般道路:岸壁から、くしの歯ルートに接続する一般道路

2. 高潮発生時の時間別行動

(1) 直前予防措置

台風の接近は、地震・津波の被災時と異なり、2～3日前から予測が可能のため、下図に示す「直前予防措置」を行うことが可能である。

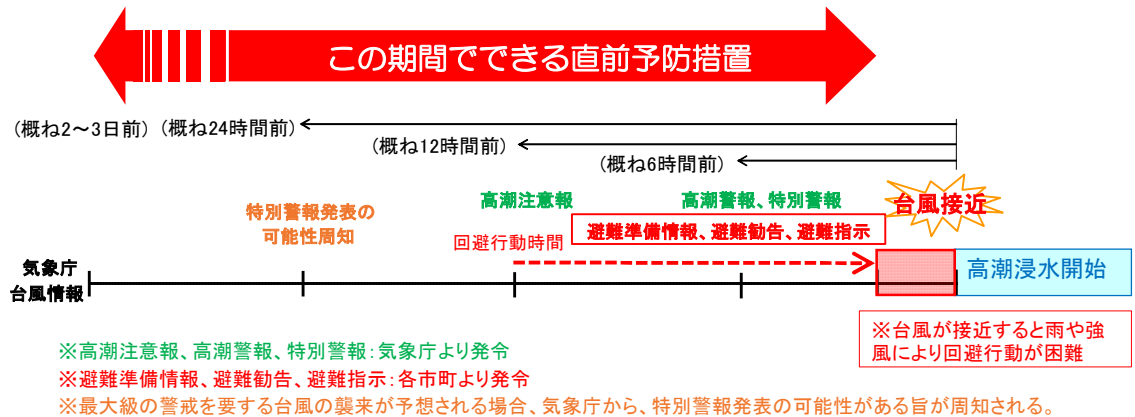


図-2 直前予防措置のイメージ

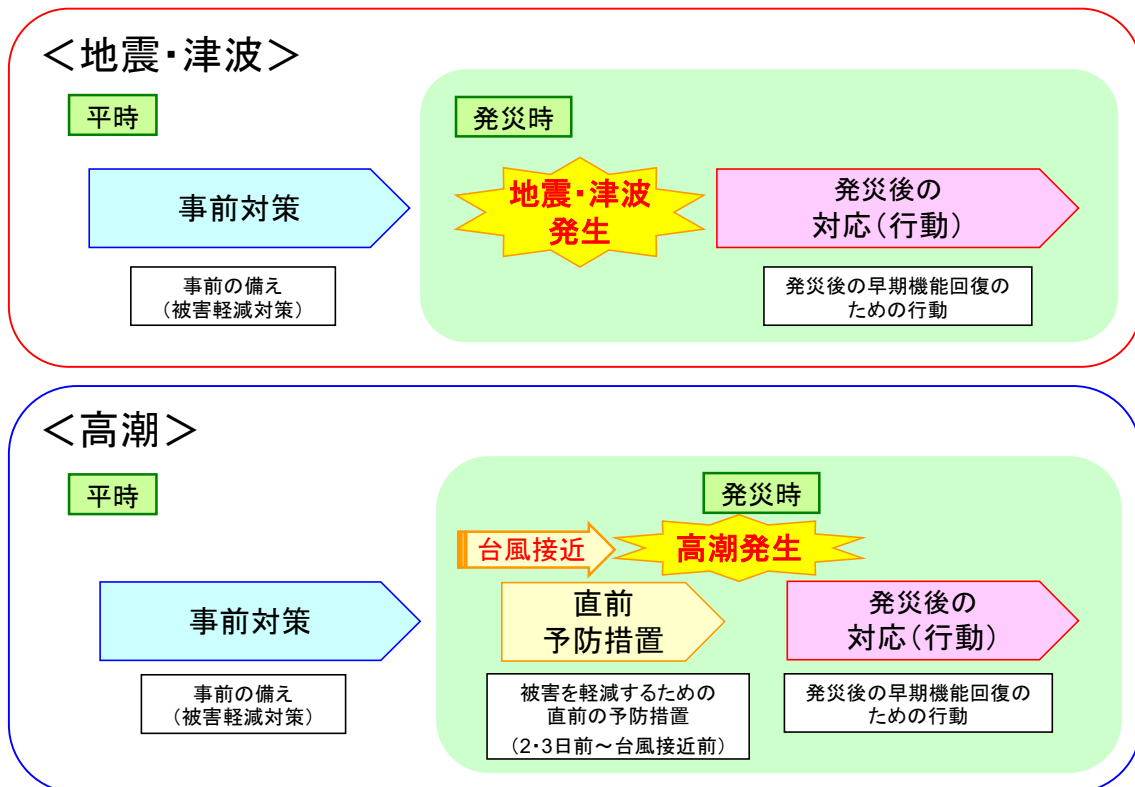


図-3 地震・津波対策と高潮対策の違い

※丸囲み番号項目（太タイトル）の末尾に記載した〔番号〕は、
役割分担一覧表の項目番号（赤文字）とリンクしている。

1) 保管施設 - 貨物の飛散防止、流出源対策

①貨物の固縛(ラッシング) [1]

港運業者は、仮置きされた資材（パレット、ドラム缶等）が風で飛散しないように固縛、片付けを行う。また、貨物の流出を防止するため木材等貨物については固縛対策を講じる。

②港湾貨物の避難 [2]

港運業者は、風浪による飛沫で完成自動車等の塩害がないよう、港湾貨物の避難を行い、完成自動車については、堤内地や高台等への退避、自走避難を行う。

2) 保管施設 - 倉庫・上屋の浸水対策

①閉鎖または施錠状況の確認及び土嚢等による浸水防止 [3]

港湾管理者、港運業者・コンテナターミナル会社および陸運業者は、浸水を防止するため上屋・倉庫の閉鎖および施錠の確認を行う。また、土嚢等により建物への浸水を防ぐ。

3) 荷役機械 - 荷役機械の浸水対策

①荷役機械の避難 [4]

港運業者は、荷役機械の浸水被害を防止するため、堤内地等への退避、自走避難を行う。

4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物） - 荷役機械の浸水・転倒対策

①ガントリークレーンの固定 [5]

コンテナターミナル会社は、風浪対策も含め、ガントリークレーンの固定（転倒防止アンカーの設置等）を行う。

②ストラドルキャリアの固定 [6]

コンテナターミナル会社は、ストラドルキャリアの門形構造内側にコンテナを抱え込んだ状態で固定し、ストラドルキャリアの転倒や流出の防止策を講じる。

5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- コンテナ貨物の流出源対策

①コンテナの積み直し [7]

コンテナターミナル会社は、コンテナ貨物への浸水を防ぐため、また風浪による転倒等を防止するため、2 段積みへの積み直しやコンテナの固定および拘束等を行う。

6) 船舶 - 船舶の避難

①港外避難 [8]

三河海上保安署、曳舟業者、綱取放業者およびCIQ は、運航支援業者に他船舶との位置関係などの情報を確認しつつ、船舶を安全な場所に避難する。

②錨泊位置の監視 [9]

三河海上保安署、曳舟業者、綱取放業者およびCIQ は、レーダー等により自船の錨泊位置を確認しておく。また、運航支援業者は、退避船舶の位置関係について情報を収集し、無線等により船長にその情報を提供する等の協力を行う。

(2) 3時間以内の行動

1) 共通事項 - 通信機能の確保

①通信機能の確認 [1] ★

行政関係者、港湾利用者、建設業者およびCIQは、情報共有を行うための通信機能の確認を行う。通信が機能しない場合は、徒歩により直接連絡するなど、各関係機関への連絡手段を確保する。

⇒「発災時の緊急連絡体制」
⇒「緊急連絡先一覧」
⇒「関係機関の立地図」

(3) 1日以内の行動

1) 共通事項 - 三河港災害時対策会議

①三河港災害時対策会議の設置 [2] ★

港湾管理者は、被災状況を鑑みて三河港災害時対策会議を設置する。

※三河港災害時対策会議：関係者全員が参集し、施設の被災状況、応急復旧状況、復旧順位や復旧見通しなどの情報交換を行うとともに、限られたバースの利用調整等について議論する会議

2) 共通事項 - 被災状況概略点検による被災状況の把握

①港湾施設及び道路施設の被災状況概略点検 [3] ★

港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者および海上保安署は、速やかに目視等により港湾施設・設備の被災状況に関する概略点検を実施する。

また、被災後の可能な範囲において関係機関が「三河港・衣浦港災害情報共有システム」を利用した被害状況調査を行い、情報を共有する。

なお、発災時概略点検マニュアルに基づく点検は、被害状況等必要に応じて港湾管理者から関係者へ依頼する。
⇒「災害時概略点検マニュアル」

②港湾物流関連施設・設備(橋梁、荷役機械、物流システム等)の点検調査員の手配 [4] ★

港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者、港運業者、船舶代理店、曳船業者、網取放業者、海貨業者、陸運業者およびCIQは、特に専門的な知識を必要とする港湾物流に関わる施設・設備(橋梁、荷役機械、物流システム等)の被災状況概略点検や応急復旧に要する期間を早期に把握するため、点検・調査関係者を早期に手配する。

⇒「被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表」

(4) 3日以内の行動（方針決定）

1) 共通事項 - 施設の応急復旧優先順位及び応急復旧目標の設定

① 応急復旧優先順位、応急復旧目標の早期決定 [5] ★

港湾管理者、中部地方整備局および臨港道路管理者は、各施設の被災状況を整理し、港運業者やコンテナターミナル会社と相談のうえ、応急復旧優先順位および概ねの応急復旧目標期間や回復率を設定する。

② 発災時航路啓開方針の早期決定 [6] ★

港湾管理者および中部地方整備局は、早期に被災状況を把握し、岸壁の応急復旧優先順位も踏まえて航路啓開の応急復旧優先順位を決定し、海上保安署及び理浚協会等に連絡する。

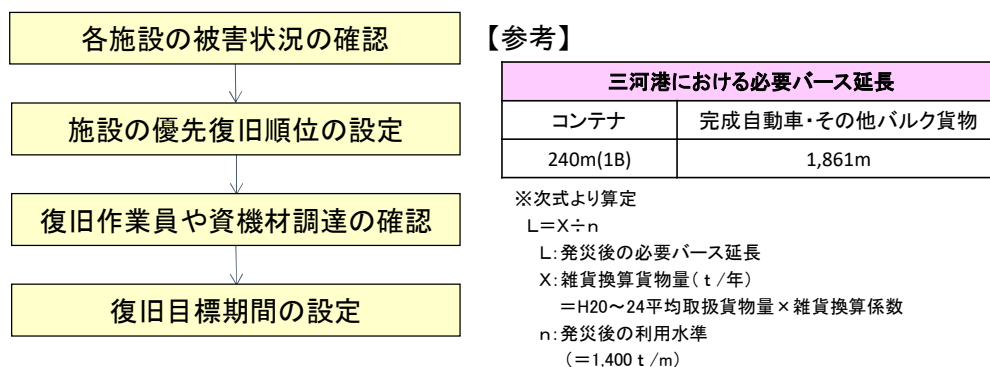


図-1 復旧目標期間の設定フロー

⇒ 「被災状況点検・応急復旧工事に関する災害協定一覧表」

2) 共通事項 - 作業範囲・作業分担の調整

① 施設の応急復旧に関わる作業範囲、作業分担及び作業時期の確認と調整 [7] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、応急復旧工事対象施設の作業分担を三河港災害時対策会議において明確にする。

3) 共通事項 - 被災状況詳細調査の早期着手

①岸壁、ヤード、荷役機械、道路に関する被災状況詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知 [8] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、施設の被災状況を踏まえ、測量会社等に各施設の被災状況詳細調査の早期着手を依頼する。また、三河港務所は、各施設の被災状況を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者に周知させる。

②水域施設に関する被災状況詳細調査の早期着手と情報の利用者への周知 [9] ★

港湾管理者および中部地方整備局は、測量会社等に水域施設の被災状況詳細調査の早期着手を依頼する。港湾管理者は、水域施設の被災状況を港湾利用者に周知させる。

4) 共通事項 - 応急復旧用作業船及び係留場所の不足対応

①発災時の応急復旧用作業船係留場所の早期確認 [10] ★

港湾管理者は、係留施設の被災状況を踏まえて、埋浚協会等と調整し、作業船の係留場所を指定する。

表-1 【参考】三河港における係留施設（公共）

地区名	施設種別	施設名	水深(m)	延長(m)	バース	公専別
西浦地区	係留施設	くじ1号岸壁	-4.5	60.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭1号岸壁	-4.5	600.0	10	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭2号岸壁	-5.5	180.0	2	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭3号岸壁	-5.5	90.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭4号岸壁	-10.0	185.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭5号岸壁	-7.5	390.0	3	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭6号岸壁	-5.5	90.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭7号岸壁	-5.5	90.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭8号岸壁	-7.5	390.0	3	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭9号岸壁 (耐震)	-10.0	185.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭10号岸壁	-4.0	250.0	5	公共
蒲郡地区	係留施設	蒲郡埠頭11号岸壁	-11.0	240.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	浜町埠頭1号岸壁	-10.0	185.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	浜町埠頭2号岸壁	-7.5	130.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	竹島埠頭1号岸壁	-6.0	96.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	竹島埠頭2号岸壁	-7.5	131.0	1	公共
蒲郡地区	係留施設	竹島埠頭3号岸壁	-7.5	134.0	1	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭1号岸壁	-4.5	360.0	6	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭2号岸壁	-5.5	270.0	3	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭3号岸壁	-7.5	910.0	7	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭4号岸壁	-10.0	740.0	4	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭5号岸壁	-4.0	150.0	3	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭6号岸壁	-4.0	150.0	3	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭7号岸壁 (うち1B耐震)	-12.0	916.6	4	公共
神野地区	係留施設	神野埠頭8号岸壁	-12.0	240.0	1	公共
船渡地区	係留施設	船渡埠頭1号岸壁	-4.0	500.0	10	公共
船渡地区	係留施設	船渡埠頭2号岸壁	-5.5	450.0	5	公共
船渡地区	係留施設	船渡埠頭3号岸壁 (耐震)	-4.5	360.0	6	公共
田原地区	係留施設	田原埠頭1号岸壁	-4.5	120.0	2	公共
田原地区	係留施設	田原埠頭2号岸壁 (うち1B耐震)	-5.5	400.0	4	公共
御津地区	係留施設	御津埠頭1号岸壁	-5.5	200.0	2	公共

②応急復旧作業船の手配(広域連携含む) [11] ★

埋浚協会等は、作業船の被災状況を確認し、啓開作業に投入可能な作業船の種類、規模、隻数を把握する。

5) 共通事項 - 応急復旧作業用重機、応急復旧用作業船燃料の確保

①応急復旧作業用重機、応急復旧用作業船燃料の調達、確保 [12] ★

建設業者は、石油関係業者等を通じて応急復旧に必要な重機および作業船の燃料の確保に努める。建設業者は、燃料の確保が困難な場合は、港湾管理者、中部地方整備局、道路管理者に燃料確保の協力を要請する。また、燃料等輸送に係る航路啓開および輸送船の入出港については三河海上保安署に確認を依頼する。

6) 共通事項 - 物流の再開に係わる人員及び機材の確保

①物流の再開に関わる関係者の参集 [13] ★

港湾管理者、港湾利用者およびCIQは、物流の再開に必要な人員(手続き業務の精通者、物流の再開に関わる船舶の操縦者、荷役機械の操縦者、完成自動車の荷役を行う熟練運転チーム等)を早期に参集する。

②物流の再開に関わる船舶・機材の確保 [14] ★

港運業者、水先案内人、曳船業者、海貨業者、綱取放業者およびCIQは、物流の再開に必要な船舶や機材(荷役機械は別項目で後述)を確保し、物流の再開に備える。

7) 共通事項 - 事務所建屋の浸水の応急復旧措置

①業務再開に向けた応急措置 [15] ★

重要な各事業所建屋が被災した場合、行政関係者、港湾利用者およびCIQは、メーカーや建設業関係団体等に相談し、建屋の応急措置を行う。また、被害が大きく復旧に長期間を要する場合は、代替事務所を確保する。

8) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等(コンテナ貨物)

- 岸壁(使用可)の応急措置

①使用制限に関する情報の周知 [16]

岸壁の部分供用や暫定水深による供用を行う場合、港湾管理者および中部地方整備局は、岸壁の使用上の制約条件を明確にし、港湾利用者に周知させる。緊急時の通信が機能しない場合、行政機関が被災状況を取り纏め関係者に周知させる。

9) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ヤードの応急措置

①発災時の空間利用計画の設定 [17]

ターミナルの部分供用を行う場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、応急復旧工事と荷役作業の輻輳を避けるため、応急復旧過程におけるターミナルの空間利用方法を設定し、建設業関係団体等および必要に応じて海貨業者およびCIQとの調整を行う。

②ターミナル外のコンテナ置き場の確保(財務省との調整) [18]

ターミナルの部分供用を行う場合、ターミナル内の応急復旧工事と輻輳するため、従来のコンテナ置き場では不足する可能性がある。この際、港湾管理者、中部地方整備局およびコンテナターミナル会社は、海貨業者およびCIQと調整して、必要なコンテナ置き場をターミナル外に拡張して確保する。

10) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO貨物、バルク貨物）

- 岸壁の応急措置

①使用制限に関する情報の周知 [19]

岸壁の部分供用や暫定水深による供用を行う場合、港湾管理者および中部地方整備局は、岸壁の使用上の制約条件を明確にし、随時港湾利用者に周知させる。

11) 道路 - 道路の応急措置

①交通規制と迂回路の設定及び、その情報の周知 [20]

道路管理者は、交通規制の実施、迂回路設定や耐震強化岸壁に通ずる道路の啓開を行い、道路復旧見通しの整理を行う。各管理者は、問合せ時に情報提供する。なお、愛知県が管理する一般道路に関する主要情報は、道路情報センターに提供する。

また、三河港務所は、把握した各情報を整理し、三河港災害時対策会議において港湾利用者へ情報提供する。

②長期浸水対策用排水ポンプの調達 [21]

臨港道路管理者は、主要道路の浸水状況に応じて、港湾管理者、中部地方整備局および建設業関係団体等に協力を仰ぎ、長期浸水対策用排水ポンプを調達する。

12) 対象道路上の橋梁 - 橋梁の応急措置

①交通規制と迂回路の設定及び、その情報の周知 [22]

道路管理者は、交通規制や迂回路および復旧見通しに関わる情報を随時広く一般に広報し、臨港道路管理者はそれを港湾利用者に周知させる。

(5) 1週間以内の行動（応急措置）

1) 共通事項 - 散乱物の除去（係留施設）

①散乱物(貨物、瓦礫)仮置ヤードの確保 [23] ★

港湾管理者は、被災状況を鑑みて、散乱物の仮置ヤードを指定（※貿易貨物の仮置ヤードについては、財務省の確認・許可を得る）し、建設業関係団体等に連絡する。また、港湾管理者または港運業者およびコンテナターミナル会社が必要に応じて荷主への連絡を行う。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等) [24] ★

港運業者、コンテナターミナル会社および建設業関係団体等は、散乱物を除去するための機材や、岸壁の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。

③散乱物の除去 [25] ★

港湾管理者、港運業者およびコンテナターミナル会社は、施設の応急復旧優先順位を踏まえて散乱物の除去作業に早期着手する。

2) 共通事項 - 散乱物の除去（道路）

①散乱物(貨物、瓦礫)仮置ヤードの確保 [26] ★

臨港道路管理者は、被災状況を鑑みて、散乱物の仮置ヤードを指定し、一般道路管理者および建設業関係団体等に連絡する。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②散乱物除去用機材の確保(建設業関係団体等) [27] ★

臨港道路管理者および建設業関係団体等は、散乱物を除去するための機材や、道路の応急復旧に使用する資機材の確保に努める。

③散乱物の除去 [28] ★

臨港道路管理者は、道路の優先復旧順位を踏まえて啓開作業（散乱物の除去作業）に早期着手する。また、一般道路管理者にも、重要ルートの散乱物除去作業の早期着手の協力を依頼する。

3) 共通事項 - 物流システムの応急復旧（データ損失等を含む）

①システム復旧作業の早期着手 [29] ★

物流管理システムが被災した場合、港湾管理者、港湾利用者（水先案内人除く）およびCIQは、システム管理者に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けたシステムの応急復旧に着手する。なお、サーバーの復旧に時間を要する場合は、当面の間アナログ対応に切り替える。

4) 共通事項 - 応急措置に関する情報提供

①港湾施設及び道路施設の使用制限に関する情報の周知 [30] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、港湾施設および道路施設の応急措置の状況を踏まえ、使用制限や復旧見通し等に関する情報を随時港湾利用者に周知させる。

5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ガントリークレーンの脱輪、漂流物衝突による本体損傷、
浸水による電気系統損傷対応

①メーカーへの点検・応急復旧要請 [31]

港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、クレーンメーカーに連絡をとり、ガントリークレーンの点検および応急復旧要請を行う。

②代替クレーンの早期確保、操作要員の早期確保 [32]

ガントリークレーンが被災し、応急復旧に時間を要する場合、港湾管理者は、代替クレーンを手配する（リース業協会所有の重機や建設業関係団体等への協力要請を含む）。また、コンテナターミナル会社は、荷役作業員を確保する。

6) 水域施設（航路、泊地）

- 航路啓開

①漂流物(貨物、瓦礫)仮置ヤードの確保 [33]

港湾管理者は、漂流物の仮置ヤードを指定（※貿易貨物の仮置ヤードについては、CIQの確認・許可を得る）し、三河海上保安署および埋浚協会等に連絡する。

⇒「発災時散乱物・漂流物仮置きヤードの候補地」

②航路啓開用船舶、機材の確保(埋浚協会等) [34]

港湾管理者、中部地方整備局、三河海上保安署および埋浚協会等は、漂流物を除去するための船舶・機材の確保に努める。

③啓開作業の早期着手 [35]

港湾管理者は、航路啓開の優先順位を踏まえ、埋浚協会等に災害時対応を確認の上、三河海上保安署の協力を得ながら目標期間内の暫定供用に向けた啓開作業に着手する。

④潜水士の確保、他県への要請 [36]

埋浚協会等は、潜水協会に相談し、他県への要請も視野に入れて潜水士の確保に努める。

表-2 航路啓開の作業手順（案）

	作業項目	作業内容
STEP1	漂流物調査・除去等	<ul style="list-style-type: none"> 陸上及び船舶から漂流物の調査を実施するとともに、その場で除去できる木片等の軽量なものは直ちに除去する。 直ちに除去できない障害物については、その種別、数量、状況（拡散しているか、まとまっているか、漂流中か、半没状態か等）を記録し、関係者間で情報を共有する。
	漂流物の一時的な移動	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに除去できない漂流物については、さらに、関係者が連携して一旦船舶航行の障害とならない水域まで曳航し、漂流防止用のネットの設置、舳をとる等の漂流防止策をとって留置する。
	沈没物調査	<ul style="list-style-type: none"> 岸壁前面と当該岸壁に至る比較的水深の浅い水域等について、音響測深器による簡易な検測を行い、沈没物の有無を確認する。 沈没物を発見した場合には、その位置を関係者に周知し、注意喚起する。岸壁前面に沈没しているものについては、速やかに除去する。
STEP2	障害物の引き揚げ	<ul style="list-style-type: none"> 一旦船舶航行の障害とならない水域まで曳航した漂流物、直ちに除去できなかった沈没物を、クレーン付き台船、グラブ浚渫船等により引き揚げて除去する。
	浮標識による沈没物の標示	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 1、2 週間での引き揚げが困難な沈没物については、その位置を関係者に周知するとともに、浮標式の設置等により標示し、注意喚起する。

(6) 2週間以内の行動（応急復旧着手）

1) 共通事項 - 応急復旧状況に関する情報提供

①港湾施設及び道路施設の使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [37] ★

港湾管理者、中部地方整備局および道路管理者は、港湾施設および道路施設の応急復旧工事の進捗状況を踏まえ、使用制限や復旧見通し等に関する情報を随時港湾利用者に周知させる。

2) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- ガントリークレーンの脱輪、漂流物衝突による本体損傷、浸水による電気系統損傷対応

①発災時応急復旧作業の早期着手 [38]

ガントリークレーンが被災した場合、港湾管理者は、クレーンメーカーに災害時対応を確認し、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

②代替輸送(内航フィーダー)による接続配船 [39]

港湾管理者、コンテナターミナル会社および船舶代理店は、代替クレーンが大型コンテナ船の荷役に対応出来ない場合は、他港との連携により内航フィーダーによる接続配船を行う。

3) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 荷役機械の応急復旧（ストラドルキャリア、フォークリフト等）

①発災時応急復旧作業の早期着手 [40]

荷役機械が被災した場合、コンテナターミナル会社は、メーカー等に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けた荷役機械の応急復旧に着手する。なお、応急復旧に時間を要する場合は、他港も含めた同業他社や建設業関係団体等に代替機械の借用について依頼する。

4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 電気施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [41]

電気設備が損傷した場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、関係機関に災害時対応を確認し、応急復旧に着手する。

- 5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- 管理棟の損傷・倒壊・浸水の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [42]

管理棟が被災した場合、港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

- 6) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- SOLAS 施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [43]

SOLAS 施設（フェンス、照明灯等）が被災した場合、港湾管理者は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

- 7) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）
- 被災コンテナの処理の対応

①被災コンテナ処理手続きの確認及び回収、処分作業の早期着手 [44]

港湾管理者およびコンテナターミナル会社は、コンテナ等の散乱物・漂流物の回収・処分方法および手続きを、海貨業者およびCIQに確認の上明確にする。散乱物は指定された仮置ヤードまで輸送し、手順に従って処分する。

- 8) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 荷役機械の応急復旧（グラブバケット、ホッパー等）

①発災時応急復旧作業の早期着手 [45]

荷役機械が被災した場合、港運業者は、メーカー等に災害時対応を確認し、目標期間内の業務再開に向けた荷役機械の応急復旧に着手する。なお、復旧に時間を要する場合は、他港も含めた同業他社や建設業関係団体等に代替機械の借用について依頼する。

- 9) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）
- 倉庫・上屋の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [46]

倉庫等が被災した場合、港湾管理者、港運業者および陸運会社は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。必要に応じて代替となる倉庫を確保する。

1 0) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等 (RORO 貨物、バルク貨物)
- SOLAS 施設の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [47]

SOLAS 施設 (フェンス、照明灯等) が被災した場合、港湾管理者は、目標期間内の暫定供用に向けた応急復旧に着手する。

1 1) 外郭施設 (防波堤)
- 防波堤の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [48]

防波堤が被災した場合、港湾管理者および中部地方整備局は、埋浚協会等に災害時対応を確認し、応急復旧に着手する。

1 2) 対象道路上の橋梁
- 橋梁の応急復旧

①発災時応急復旧作業の早期着手 [49]

主要道路の橋梁に被害が生じた場合、臨港道路管理者は、物流再開に向けた災害時対応について、橋梁メーカー (橋建協・PC 建協協定業者等) に確認し、応急復旧に着手する。また、一般道路管理者に、重要ルートの橋梁について応急復旧作業の早期着手を依頼する。

(7) 暫定物流の再開まで順次

1) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- SOLAS 施設の応急復旧

①SOLAS 要員の確保 [50]

港湾管理者は、SOLAS 要員の確保に努める。

2) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（コンテナ貨物）

- 応急復旧状況に関する情報提供

①使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [51]

港湾管理者および中部地方整備局は、コンテナターミナルの使用制限や応急復旧見通しに関する情報を随時港湾利用者に周知させる。

3) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）

- 港内静穏度の不足対応

①係留を補助するタグボートの手配 [52]

防波堤が被災した場合、船舶代理店および曳船業者は、必要に応じてタグボートを手配する（広域連携含む）。

4) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）

- SOLAS 施設の応急復旧

①SOLAS 要員の確保 [53]

港湾管理者は、SOLAS 要員の確保に努める。

5) 係留施設、荷捌き施設及び保管施設等（RORO 貨物、バルク貨物）

- 応急復旧状況に関する情報提供

①使用制限及び、復旧見通しに関する情報の周知 [54]

港湾管理者および中部地方整備局は、係留施設の使用制限や復旧見通しに関する情報を随時港湾利用者に周知させる。

6) 水域施設（航路、泊地）

- 航路啓開後の水深の確認

①安全確認水深の確認と情報の周知 [55]

航路啓開後、港湾管理者および中部地方整備局は、三河海上保安署の確認のもと、安全確認水深を港湾利用者に周知させる。

7) 道路 - 貨物輸送ルートの確認

①通行可能ルート情報の周知 [56]

道路管理者は、通行可能ルート情報を随時広く一般に広報し、臨港道路管理者はそれを港湾利用者に周知させる。

8) 対象道路上の橋梁 - 貨物輸送ルートの確認

①通行可能ルート情報の周知 [57]

道路管理者は、通行可能ルート情報を随時広く一般に広報し、臨港道路管理者はそれを港湾利用者に周知させる。

(8) フェーズ別高潮・暴風対応計画

1) 港湾管理者

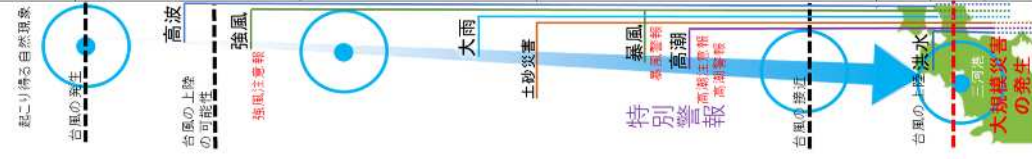
愛知県 三河港フェーズ別高潮・暴風対応計画【港湾管理者】		人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持														
フェーズ	港長の 割合等	A. 情報共有・提供			B. 施設管理の指示			C. その他			D. 移動・退避			E. 固走作業			F. 動かさない資産		
		① 準備段階 (目安) 台風最接近の 2~5日 前		A1 緊急連絡網の確認、荷役機器の安全運用状況の確認 A2 気象情報の収集、港湾利用者への注意喚起 A3 港長割合に関する検討の情報収集・共有 A4 職員の状態把握(所在、行動予定の確認) A5 非常配備準備・連絡網の提供 A6 港長関係者への注意喚起文書の送付(港湾管理者、関係者、県・市等公共施設管理者、保安部、国・県・市道等公共機関との情報交換(港湾管理者)) A7 気象官署、県・市等公共施設管理者、保安部、国・県・市道等公共機関との情報交換(港湾管理者) A8 指定管理者への情報提供及び注意喚起(港湾管理者) A9 要注意施設有無の確認 A10 台風対策委員会の出席 A11 災害協力団体への事前要請 A12 職員への避難・帰宅指示 A13 港湾施設利用者の台風要請完了の報告及び確認(停泊船舶等)	B1 公共施設個別収容機材の回線等整理及び利用者への対策状況確認 B2 港湾利用企業への対策状況確認 B3 協力要請有無の確認 B4 防雨扉等の点検指示 B5 通信設備の作動・通信状態確認 B6 港務艇の状況確認	C1 非常用電源設備の燃料等の動作確認 C2 公用車の高所移動、機体対策、燃料補充、要員の高い車両の手配 C3 対策商品の準備(小型は電気、照明、工事用品)	DE1 船舶、機械の状況の確認 DE2 構内退避船舶の安全性確認(係留状況) DE3 港湾区域内の港湾工事等を実施する作業船の避難開始指示	F1 庁舎・上層への浸水対策・補強(土壁設置、補強作業等) F2 荷役機器電源設備の防水補強											
② 完了段階 台風最接近の 1~2日 前		A14 非常配備体制の確認、行動展開の開始 A15 交通機関・道路の状況把握	B7 管理施設と港土工事現場の点検 B8 職員屋外作業及び工事業者等の作業中止(風の影響が開始した時点) B9 水門・陸揚等の操作体制確認	C4 非常配備の準備(小規模は電気、照明、工事用品)	DE4 入港中の船舶の進泊・退避の指示・連絡の情報を確認														
③ 確認段階 台風最接近の 半日~ 1日前		A16 職員の安全確認 A17 港務所へのリエゾン派遣(1日前 伊勢湾台風クラスが想定される場合)(中堅一港務所)	B10 港務所内電機、通信機器の動作確認と高所移動、燃料確保、充電	C5 対策商品の準備(小規模は電気、照明、工事用品)	DE5 船舶の固縛等対策の指示・連絡の情報を確認														
④ 確認段階 台風最接近の6時間前		A18 防雨扉、水門、陸揚等の閉鎖情報共有 A19 関係港湾施設の台風対策完了の情報共有(避難、固縛、防水、踏道通路確認など)	B11 水門、陸揚等の閉鎖施設確認																
⑤ 警戒解除 台風接近~高潮発生 警報解除 ~安全確保確認後		A20 港務所への台風対策完了の情報共有(避難、固縛、防水、踏道通路確認など)	B12 被害状況調査、踏道通路通行規制解除等確認																

【※陸上作業の停止基準案】
 ・ヤードクローズ
 ・暴風・高潮警報もしくは暴風・高潮特別警報
 ・自治体の避難勧告等
 ・交通インフラの停止状況
 ・荷主の了解

2) 完成自動車

愛知県 三河港フェーズ別高潮・暴風対応計画【完成自動車】

フェーズ		港長の 勧告等	A: 情報共有・提供	B: 施設管理の指示	C: その他	物流機能の維持 ※固定作業なし	F: 動かない資産
① 準備・実施段階 (目安) 台風最 接近の 2~5日 前	① 準備・実施段階 台風最 接近の 1~2日 前	台風最 接近の 2~5日 前	A1 社員への気象情報提供(台 風情報) A2 社員の状況把握(行動予定、 シフト予定)	B1 社屋、倉庫、岸壁の状況確 認(飛散、転倒等被害の防 止) B2 非常用無線電話等の事前 通信試験 B3 自家発電機の動作確認およ び燃料の確認	C1 船舶の予定・位置確認 C2 荷主への天候・貨物状況報 告及び調整 C3 港務管理者との調整	D1 完成自動車の搬送状況把握、避難用高台の状況確認 D2 荷主との調整(運転予定確認、積込車の高所移動の後 動)完成自動車のカーサイズ、モータープール、高所移 動(検封開始) D3 モータープールから岸壁への搬出し作業の中止 D4 車両保護、飛来物の点検・移動、撤去(風速13m/s未満) D5 荷物施設用地車両避難 D6 保管施設用地海岸最前列車両の反転、車両保護材張り 付け、積載車防砂ネット D7 移動式荷役機械の避難	F1 台風対策用機具、タオ ル、給水シート(土のうの 設置)、ビニールシート 他の確認および補充
			A3 台風対策委員会への出席	B4 社屋の浸水対策実施(土の う設置等) B5 対策機具の準備(小型発電 機、照明、工具用品)		D8 完成自動車の高台避難	F2 社屋(電気室、事務所 等)・倉庫・設備の浸水 対策実施(閉鎖、施設状 況の確認及び土留設置) F3 倉庫・設備の電源設備の 防水構築、補修の構築 F4 社有の防漏原の閉鎖(施 設がある場合)
② 完了段階 台風最 接近の 半日~ 1日前	② 完了段階	台風最 接近の 半日~ 1日前	A4 社員への避難準備指示 A5 交通機関・道路の状況把握	B6 電子機器の安全確保(PCの 浸水対策)		D9 荷役中止 D10 岸壁に停泊する船舶の避難 D11 倉庫・工場内外の移動可能な設備の避難 D12 ドライバー移送バス等、作業車の避難	
			A6 社員への避難指示、帰宅困 難者対応 A7 社員の安全確認 A8 出勤、自宅待機の指示(出勤 前の場合)				
③ 確認段階 台風最 接近の 6時間前	③ 確認段階	台風最 接近の 6時間前					
台風最接近の6時間前			海上作業の停止(港長：第2警戒体制)				
台風最接近の6時間前			陸上作業の停止(※基準は右下参照)				
台風最接近の6時間前			防波行動の完了(※暴風が吹き始める前)				
台風最接近の6時間前			【※陸上作業の停止基準】				
台風最接近の6時間前			・ヤードクローズ				
台風最接近の6時間前			・暴風・高潮警報もしくは暴風・高潮特別警報				
台風最接近の6時間前			・自治体の避難勧告等				
台風最接近の6時間前			・交通インフラの停止状況				
台風最接近の6時間前			・荷主の了解				
台風最接近の6時間前			被害状況調査				



3) コンテナ貨物

愛知県 三河港フェーズ別高潮・暴風対応計画【コンテナ貨物】

フェーズ		港長の 報告等	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持		
			A. 情報共有・提供	B. 施設管理の指示	C. その他	D. 移動・退避	E. 固定作業	F. 動かさない資産
① 準備・実施段階 (目安) 台風最 接近の 2~5日 前	① 準備・実施段階	台風最 接近の 1~2日 前	A1 社員への気象情報提供(台風情報) A2 社員の状況把握(行動予定、シフト予定)	B1 社屋、倉庫、岸壁の状況確認(漏れ、転倒等被害の防止) B2 非常用無線電話等の事前通信試験 B3 自家発電機の動作確認および燃料の確認	C1 船舶の予定・位置確認 C2 荷主への天候・貨物状況報告及び調整 C3 港湾管理者との調整	D1 コンテナ入出荷予定確認、荷主との調整	E1 固定作業	F1 台風対策用機具・タガログ、給水シート(土)の数量、ヒールシート(土)の数量確認および補充
			A3 台風対策委員会への出席	B4 社屋の浸水対策実施(土の設置等) B5 対策機具の準備(小型発電機、照明、工具用品)	B6 社屋(電気室、事務所等)、倉庫、設備の浸水対策実施(閉鎖、施設状況の確認及び土巻設置)	F2 倉庫・設備の電源設備の防水補強、機具の補強 F4 社有の防潮庫の閉鎖(施設がある場合)		
② 完了段階	② 完了段階	台風最 接近の 1日前	A4 社員への避難準備指示 A5 交通機関・道路の状況把握					
			A6 社員への避難指示、帰宅困難者対応 A7 社員の安否確認 A8 出勤、自宅待機の指示(出勤前の場合)					
③ 確認段階	③ 確認段階	台風最 接近の 6時間前	海上作業の停止(港長：第二警戒体制)			海上作業の停止(港長：第二警戒体制)		
			陸上作業の停止(※基準は右下参照)			陸上作業の停止(※基準は右下参照)		
④ 確認段階	④ 確認段階	台風最 接近の 3時間前	防犯行動の完了(※暴風が吹き始める前)			防犯行動の完了(※暴風が吹き始める前)		
			被害状況調査			被害状況調査		

【※陸上作業の停止基準】
・ヤードクローズ
・暴風・高潮警報もしくは暴風・高潮特別警報
・自治体の避難勧告等
・交通インフラの停止状況
・荷主の了解



4) バラ貨物

愛知県 三河港フェーズ別高潮・暴風対応計画【バラ貨物】

フェーズ	人命の安全確保、情報伝達等			物流機能の維持		
	A. 情報共有・提供	B. 施設管理の指示	C. その他	D. 移動・逃避	E. 固定作業	F. 動かない資産
港長の 勧告等	A1 社員への気象情報提供(台風情報) A2 社員への状況把握(行動予定、ソフト予定)	B1 社員、倉庫、岸壁の状況確認(飛散、転倒等被害の防止) B2 非常用無線電話等の事前通話試験 B3 自家発電機の動作確認および燃料の確認	C1 船舶の予定・位置確認 C2 荷主への天候・貨物状況報告及び調整 C3 港務管理者との調整	D1 運送業者への配車依頼早期出荷、対応指示(納入先と協議の上、早附出荷が可能な場合) D2 荷主との調整(納入時期の後送り可否に関する納入先との協議(運送業者・現場に納入日後送りの連絡)) D3 トラック輸送業者へ輸送途上の状況報告(随時)の協力依頼	E1 飛散防止用シートの張替・流失防止設備の補強などの迅速確認点検(暴風への備え点検)	F1 台風対策用備品・タオル・給水シート(土のう)の数量、ヒニールシート他)の確認および補充
① 準備・応急段階	A3 台風対策委員会への出席	B4 社員の浸水対策資機(土のう袋等) B5 対策備品の準備(小型発電機、照明、工具用品)		D4 移動式荷役機械・作業車両の逃避	E3 パレット等屋外資材の固定	F2 社屋(電気室、事務所等)・倉庫・設備の浸水対策実施(閉鎖、施設状況の確認及び土室設置) F3 倉庫・設備の電源設備の防水補強、構造物の補修 F4 社員の防潮服の閉鎖(施設がある場合)
② 完了段階	A4 社員への避難準備指示 A5 交通機関・道路の状況把握	B6 電子機器の安全確保(PCの浸水対策)		D5 高所や倉庫内への貨物移動	E4 建物の扉の固定	
③ 撤収段階	A6 社員への避難指示、帰宅困難者対応 A7 社員の安全確認 A8 出勤、自宅待機の指示(出勤前の場合)			D6 本船荷役作業の中止		
台風最接近の6時間前	クルーズ他			D7 倉庫作業中止		
台風接近～高潮発生 ～台風通過～高潮収束 警報解除 ～安全確保確認後						<p>【※陸上作業の停止基準案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤードクローズ ・暴風・高潮警報もしくは暴風・高潮特別警報 ・自治体の避難勧告等 ・交通インフラの停止状況 ・荷主の了解

